

金属防水スカイプロムナード防水保証

金属防水工法スカイプロムナード品質保証に係る法律

1. 住宅の品質確保の促進に関する法律（平成12年4月1日法律第八十五号）

第七章瑕疵担保責任の特例、第87条（住宅新築請負契約）第88条（新築住宅販売契約）を引渡してから10年間

①構造耐力上主要な部分 または ②雨水の浸入を防止する部分の瑕疵担保責任

2. 民法第634条「請負人の瑕疵担保責任」

請負契約において、仕事の目的物に瑕疵があるときは、請負人はその瑕疵の補修など損害賠償の義務を負います。

3. 民法第415条「債務不履行責任」

契約上、ある人が別のある人に対しある行為をする義務を負っている場合に、その義務を履行しないことを債務不履行といい、それによりある人の生命・身体または財産に生じた損害が賠償の対象となります。

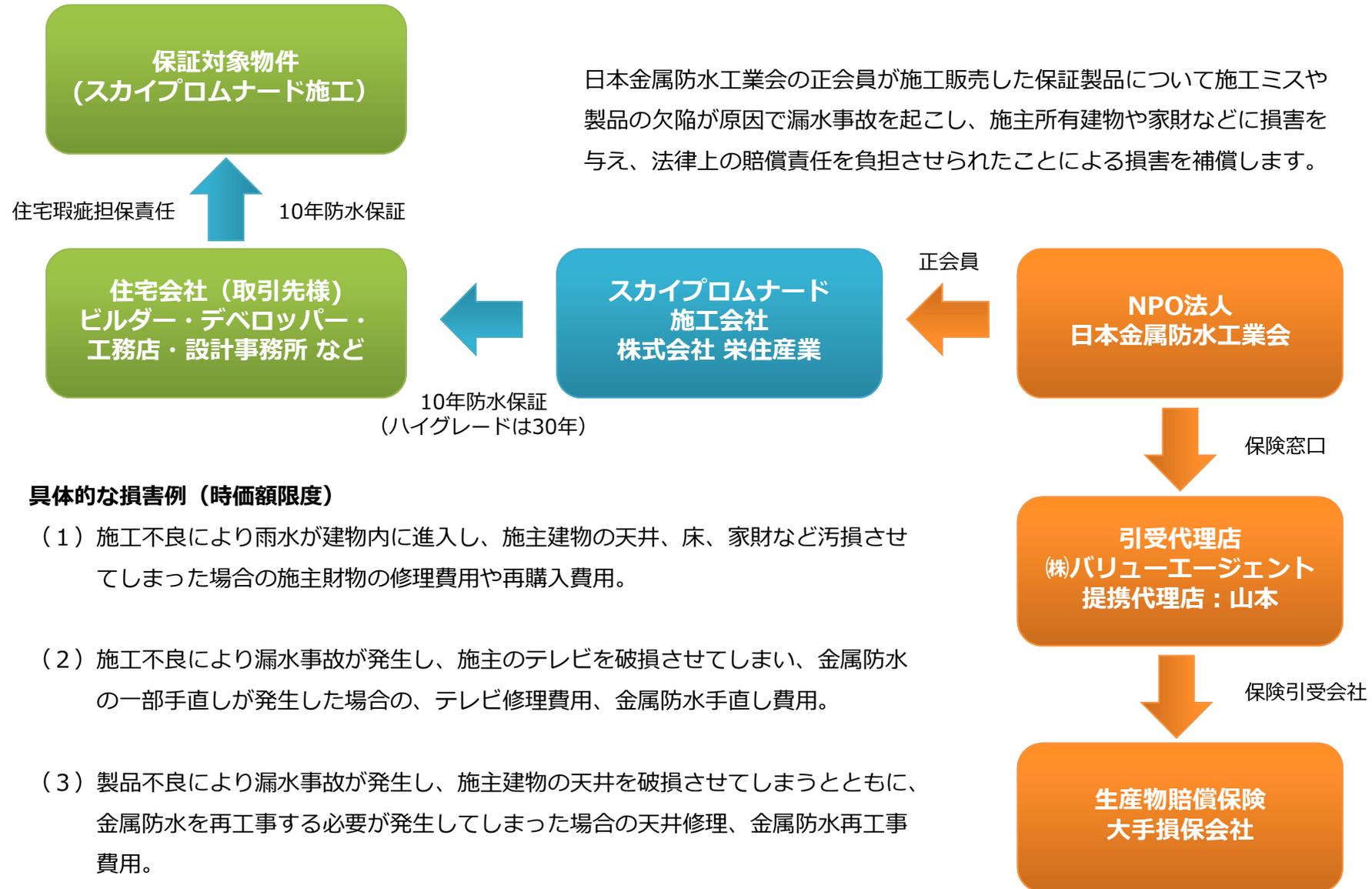
債務不履行の種類 履行不能、不完全履行、履行遅延

4. 製造物責任法（PL法）（平成6年7月1日法律第八十五号）

引渡した製造物（工事は製造物に当たります）の欠陥によって、他人の生命・身体または財産に生じた損害が賠償の対象となります。この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

この法律において「欠陥」とは、当該製造物製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、製造物の特性、通常予見される使用形態、製造業者が当該製品を引渡した時期の事由による事情を考慮して、判断されます。

安心の保証体制



具体的な損害例 (時価額限度)

- (1) 施工不良により雨水が建物内に進入し、施主建物の天井、床、家財など汚損させてしまった場合の施主財物の修理費用や再購入費用。
- (2) 施工不良により漏水事故が発生し、施主のテレビを破損させてしまい、金属防水の一部手直しが発生した場合の、テレビ修理費用、金属防水手直し費用。
- (3) 製品不良により漏水事故が発生し、施主建物の天井を破損させてしまうとともに、金属防水を再工事する必要が発生してしまった場合の天井修理、金属防水再工事費用。

金属防水スカイプロムナード製品と保証期間

■ **スタンダード** (塩化ビニル樹脂 + 溶融亜鉛めっき鋼板) **保証期間 10年間**

10年間 金属防水工業会保証

■ **レインボウーフ** (ポリウレタン系樹脂塗料 + 溶融AL-Zn合金めっき鋼板) **保証期間 10年間**

10年間 金属防水工業会保証

■ **ハイグレード** (塩化ビニル樹脂 + ステンレス鋼板) **保証期間 30年間**

10年間 金属防水工業会保証

+20年間 株式会社栄住産業保証

保証対象物件 : 金属防水工法スカイプロムナードを使用した住宅、事務所、店舗、共同住宅 など

保証期間 : スカイプロムナード施工完了日または引渡し日より上記期間

保証者 : 施工完了日または引渡し日より10年間は日本金属防水工業会 (※ 引受保険会社 大手保険会社)
ハイグレードの場合10年以降は株式会社栄住産業 (※ 引受保険会社 大手保険会社)

保険金をお支払いできない場合（保証免責事項）

- ① 対象製品以外が起因した事故
- ② 工事業者又はそれらと雇用関係にある者の故意もしくは重大な過失による事故
（補償住宅における住宅設計・施工基準の重大かつ明白な違反については重大な過失とみなします）
- ③ 戦争・変乱・暴動・騒じょう、労働争議などに起因する事故
- ④ 地震・噴火・洪水・津波などの自然現象が起因する場合
- ⑤ 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ・土砂の流出または土地造成工事に起因する事故
- ⑥ 火災、落雷、破裂・爆発、航空機の落下等の偶然または外来の事由に起因する事故
- ⑦ 虫食い・ねずみ食いもしくは建物設計上や性質による結露または瑕疵によらない保証
住宅の自然の消耗・磨滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・白蟻による損傷・その他類似の事由
- ⑧ 通常想定されうる自然の劣化
- ⑨ 被保証者が不適當であることを指摘したにもかかわらず保証住宅所有者が採用させた対象製品の設計・施工方法
もしくは対象製品以外を使用したことにより発生した瑕疵、または被保証者以外の者が行った施工の瑕疵等の被
保証者以外の者の責に帰すべき事由
- ⑩ 金属防水工業会に報告のなかったまたは承認しなかった建物の増築・改築工事又は建物引渡後の設備・機器等の
設置並びに取り付けにおいて対象製品を破損させたことに起因する事故
- ⑪ 建物の著しい不適切使用または不適切な維持管理に起因する事故
- ⑫ 特別の約定により加重された賠償責任
- ⑬ ドレン回り、排水溝のゴミ、積雪凍結、枯れ葉などによる排水溝の詰まりに起因する事故
- ⑭ 対象物件の工事請負契約書類(見積・注文書・注文請書・請求書)が無い場合
- ⑮ 対象製品の防水層上へ栄住産業が指定した施工方法以外の緑化、デッキなどの施工を行った場合
- ⑯ 保証住宅所有者が対象製品に対して不適切な使用があった場合
- ⑰ 施工会社による設計基準外の排水を行った排水不良に起因する事故
- ⑱ 北海道と沖縄および離島
- ⑲ 保険会社が調査した結果、損害の対象外と判断された場合

事故時のフロー（日本金属防水工業会）

- ① 事故発生、工業会正会員(栄住産業)から日本金属防水工業会へ事故通知連絡
- ② 施工業者による現場確認とともに、工業会正会員は被害拡大防止の応急処置などを実施
- ③ 工業会から株式会社バリュー・エージェント提携代理店山本真巳へ事故報告
- ④ 保険会社の指導の下、工業会より工業会正会員へ事故処理方法などを指示
- ⑤ 現場での補修作業実施、保険会社により現地調査
- ⑥ 工業会へ補修費用の請求
- ⑦ 工業会より補修費用の支払い実施

(注意事項)

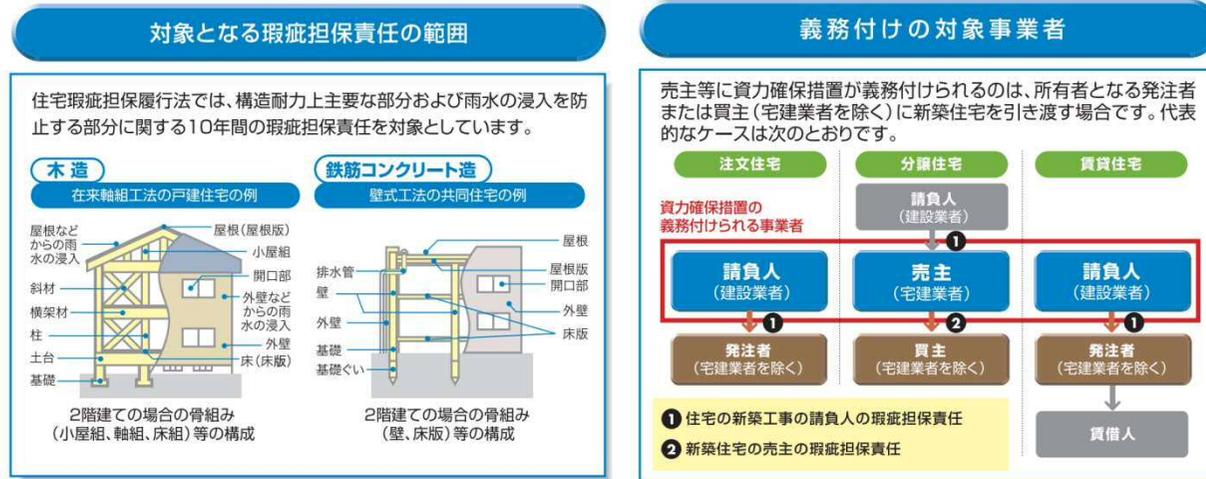
- ☆ 工業会正会員は必ず事故状況の図を含む詳細報告、現場写真の提出を義務付けること。

日本金属防水工業会「金属防水工法」品質保証制度

■ 確かな保証制度と広範囲な補償対応

当工業会の保証制度は、工業会正会員が提供する全ての金属防水製品に対して施工による瑕疵が起因して発生した雨水の侵入事故において、設置施工した建物に損害が発生した場合、事故に起因する損害箇所を補修する費用と金属防水製品を交換する費用などを補償する。また、工業会正会員が施工又は販売した金属防水製品を採用頂いた請負人または売主(販売会社)が負う10年間の瑕疵担保責任を他の保証制度に優先して100%補償致します。本保証制度の対象物件は、品確法上の新築住宅だけではなく「中古住宅・店舗併用住宅・事務所・病院などにおいて、金属防水製品が設置された全ての物件が補償対象となります。

■ 瑕疵担保履行法（責任の範囲と対象事業者）



■ 工業会品質補償制度

補償対象者 (BtoB)

■ 当工業会正会員が提供した金属防水製品を採用頂いた物件の請負人または住宅販売会社様。

補償対象期間

■ 10年間
(品確法上の瑕疵担保責任期間)

■ 保証の流れ



■ 補償内容窓口

生産物賠償責任保険 引受代理店窓口
株式会社 バリューエージェント
提携代理店 担当 山本 真巳
電話・FAX 03-3728-7863

NPO法人日本金属防水工業会「金属防水工法」品質保証制度運営規約

<総則>

第1条 この規約は、NPO法人日本金属防水工業会（以下「工業会」という。）が運営する「金属防水工法」品質保証制度（以下「保証制度」という。）に関し必要な事項を定めます。

<保証制度の加入登録>

第2条 保証制度への加入登録制は、ありません。 金属防水工法を利用する全ての業者に対して保証します。

<保証制度の保証者と被保証者>

- 第3条 保証制度の保証責任を負う者（以下、「保証者」という。）は、本運営規約第1条で定める工業会です。
2. 本条第1項で定める保証者は、保険業法第2条第1項、第2項並びに第4項で定める保険会社の定義には抵触しません。
 3. 保証制度の保証を受ける者（以下、「被保証者」という。）は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、「品確法」という。）で定める請負人または売主（10年の住宅の瑕疵担保責任を持つ者）のみならず、工業会の会員が販売並びに提供する本運営規約第4条記載の保証対象製品の購入者で本運営規約第5条の保証住宅(又は物件)申請を行う者または保証住宅申請書記載の保証対象製品を取り扱う業者です。
 4. 本条第2項並びに第3項に定める被保証者は、保険業法第2条第1項で定める「不特定の者」とは抵触しません。

<保証対象製品>

第4条 保証制度の保証対象製品は、工業会が製造・販売した金属防水工法で使用され、且つ工業会が定めた全ての製品（以下、「対象製品」という。）です。

<保証住宅申請>

- 第5条 保証制度の対象となる住宅（以下、「保証住宅」という。）は、本運営規約第4条で定めた対象製品が使用・設置・施工された全ての一戸建住宅・共同住宅または住宅以外の物件等をいいます。
- 以下、住宅以外の物件は、住宅を住宅以外の物件と全て読み替えます。
2. 本保証制度においての保証住宅の申請は、本運営規約第3条第3項、第4項並びに第5項で定めた被保証者が工業会の定めた「保証住宅申請書兼変更通知書」によって行うものとし、住宅以外の物件も同じです。
 3. 保証対象物件は、品確法上の新築住宅の定義とは関係なく、保証対象製品が使用された本条第1項並びに第2項で定めた全ての住宅・共同住宅・既存住宅・併用住宅または住宅以外の物件をいいます。

<保証責任>

- 第6条 保証者である工業会は、対象製品を使用した保証住宅において対象製品自体の瑕疵または対象製品の設置・施工等の取扱いが起因して、保証住宅の他の部分に損害を与え、被保証者から法的な賠償責任を負った場合に、その損害部分の補修にかかった費用及び対象製品の代替品の代金並びに取替え費用を保証する責任を負います。
2. 保証者である工業会は、被保証者に対し、保証登録書記載の保証開始日に始まり10年で終わる期間内に発見された対象製品の法的な賠償責任を負います。

<保証規定の作成>

- 第7条 工業会は、前条で定める保証者の保証責任等を明確にするため、「金属防水工法」品質保証規定（以下、「保証規定」という。）を作成し、工業会の正規会員に対し交付します。
2. 工業会は、本運営規約前項で定める保証規定を作成し、正会員からの申請に対し対象物件の保証登録します。

<保証書の交付>

- 第8条 工業会は、正会員に対して対象物件保証登録を行い本運営規約前条で定める保証規定と共に交付します。
2. 工業会の捺印等並びに必要な事項の記入されていない保証登録書は、無効です。

<保険の付保と保険契約上の補償対象事故>

- 第9条 1. 工業会は、保証規定に定める保証責任の履行の確保のため、保険契約を本条下記第3項の通り大手損害保険会社と締結しています。
2. 保険契約上における保険による補償の対象となる事故は、対象製品に起因して生じた事故や施工ミスにより被った対象製品自体の損害（代替品、施工の費用など）と保証住宅の他の部分に与えた波及損害により、工業会が法的に賠償の責めを負うこととなった事故です。
 3. 保険金の支払内容
保証者より被保証者に支払われる保証金の資力となる保険金の内容は以下のとおりとします。
 - (1) 保険期間と保証責任期間
保険期間は、1年更新の保険とし、保険が有効に付保されている保険期間内に発見された第2項に定める事故が、対象製品の販売日または設置日から起算して10年以内です。
 - (2) 支払限度額
賠償責任事故：対象製品の瑕疵が起因し、保証住宅の他の部分に発生した損害
年間10億円を限度
対象製品自体の事故：対象製品に瑕疵がある場合、それらの代替製品の代金と取替え費用
年間5千万円を限度
 - (3) 1事故あたりの免責金額（本保証制度における免責金額は保証者の負担とする。）
賠償責任事故：免責なし
対象製品自体の事故：免責なし
 - (4) その他
保証書裏面添付の保証規定並びに本運営規約が他の保険約款および付帯される特約条項のすべての条項に優先します。

<保証者の保険金請求等>

- 第10条 被保証者に法的な保証事由が発生しているにもかかわらず、被保証者自身の倒産等により履行されない場合には、保証規定に基づく保証者である工業会は、他の被保証者（対象製品の取扱者）からの法的な賠償の責めを履行するために保険金請求の手続きをとり、補修費用を支払うものとします。
2. 他の被保証者とは、工業会の会員の直接的な販売先ではなく、保証住宅申請書上に記載された当該対象製品に係わる工業会会員以外の第三者をいいます。

<保証住宅の変更等>

- 第11条 保証住宅が、申請当時と内容に変更が生じた場合には、工業会が定めた保証住宅申請書兼変更通知書をもって変更内容を通知するものとする。通知がされない、または通知されても工業会の承認が得られなかった保証住宅に事故が生じた場合は当該保証を受けることが出来ません。
2. 保証住宅の変更の内、保証住宅が当該保証書とともに第三者に譲渡された場合、工業会は、被保証者から保証住宅変更通知書を受領し承認したものに限り保証住宅を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）へ、譲受日から保証書記載の保証期間終了日まで保証住宅として当該保証にかかる責任を負うものとします。
 3. 増改築等により、保証住宅申請時と保証対象製品の状態が変更される場合は、本条第1項で定めた通知書をもって承認した物件に対して、変更日から保証書記載の保証期間終了日まで保証は、継続されるものとします。

<保証者と被保証者の義務>

- 第12条 保証者は、保証規定並びに本運営規約に従い、誠実、かつ良心的に保証責任を履行しなければなりません。
2. 保証者は、被保証者に対して関連する法令と共に保証規定並びに本運営規約の内容を正確に説明しなければなりません。
 3. 被保証者は、保証住宅購入者に対して、対象製品の供給に関して不正または不誠実な行為を行ってはなりません。

<保証対象製品の点検義務>

- 第13条 被保証者は、保証者に対し、保証住宅においての対象製品の施工、設置について問題なくとり行なわれた証として、自社で点検し工業会で定めた完了報告書をもって報告するものとします。

<保証事故の発生における被保証者の義務>

- 第14条 被保証者は、保証書記載の対象製品の保証開始日から10年以内に保証事故が発生した場合には、以下の事項を履行しなければなりません。
2. 次の事項を本条第4項で定める通り、速やかに書面で保証者（工業会）に報告しなければなりません。
 - (1) 瑕疵の発見もしくは事故または損害の発生を知った日、保証住宅の所在地、被保証者名、瑕疵および事故の状況。補修費用の概算見積り等。
 - (2) 被保証者以外の者が補修を行おうとするときは、被保証者は事前に保証者（工業会）の承認を得なければなりません。報告前の補修工事並びに承認を得ず補修をしたものは、保証金が支払われません。
 3. 被保証者の事前措置
 - (1) 損害の発生または拡大を防止または軽減するために、遅滞なく保証住宅の検査、仮補修その他適切な措置を講ずることとします。
 - (2) 事故につき保証者（工業会）が、第三者に対して損害賠償その他の請求権を有する場合には、その権利の保全または行使について必要な手続を行うものとします。
 - (3) 被保証者が、保証責任およびその額の全部または一部を承認あるいは履行しようとするときは、あらかじめ保証者（工業会）の承認を得ることとします。
 - (4) 保証責任に関する訴訟を提起しようとするときまたは提起されたときは、速やかに書面により保証者（工業会）に通知することとします。
 4. 本条第2項の報告が、保証住宅の所有者等から被保証者へ事故の通知があってから、正当な理由なく事故通知日の翌日から起算して30日以内に行われない場合、本運営規約第9条全項で定めた保険金は支払われません。
 5. 被保証者が正当な理由なく本条第1項、第2項または第3項の義務に違反した場合は、本運営規約第9条全項で定めた保険金は支払われません。

<保証事故の審査等>

第15条 保証書に基づく保証者の保証責任について保証者と被保証者との間に意見の不一致が生じた場合は、被保証者は、工業会が設置する保証事故審査委員会（以下「審査会」という。）による審査を請求することができます。

<保険金が支払われない場合>

第16条 次に掲げる事由により生じた損害(これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含む。)については、保険金は支払われません。

- (1) 対象製品の瑕疵以外が起因した事故
- (2) 被保証者もしくは保証住宅の建設工事にかかる請負業者またはそれらの者と雇用契約のある者の故意もしくは重大な過失。保証住宅における住宅設計・施工基準の重大かつ明白な違反については、重大な過失とみなす。
- (3) 保証開始日に存在していなかった瑕疵に起因して生じた損害
- (4) 戦争・変乱・暴動・騒じょう・労働争議などに起因する事故
- (5) 地震・噴火・洪水・津波などの自然現象が起因する事故
- (6) 火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由
- (7) 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂くずれ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵
- (8) 保証住宅の虫食い・ねずみ食いもしくは保証住宅の性質による結露または瑕疵によらない保証住宅の自然の消耗・磨滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・白蟻による損傷・その他類似の事由
- (9) 通常想定されうる自然の劣化
- (10) 保証住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
- (11) 被保証者が不相当であることを指摘したにもかかわらず保証住宅所有者が採用させた対象製品の設計・施工方法もしくは対象製品以外を使用したことにより発生した瑕疵、または被保証者以外の者が行った施工の瑕疵等の被保証者以外の者の責に帰すべき事由
- (12) 保証者（工業会）に報告のなかったまたは承認しなかった保証住宅の増築・改築・修補の工事が起因した発生した事故
- (13) 補修作業上の手ぬかりもしくは技術の拙劣または正当な理由のない補修の遅延
- (14) 保証住宅の著しい不適切使用または不適切な維持管理に起因する事故
- (15) 特別の約定により加重された賠償責任
- (16) ドレン回り、排水溝のごみ、積雪凍結、枯れ葉などによる排水溝の詰まりに起因する事故
- (17) 対象物件の工事請負契約書類（見積書・注文書・注文請書・請求書）が無い場合
- (18) 施工会社による設計基準外の排水を行った排水不良に起因する事故
- (19) 北海道と沖縄及び離島
- (20) 保険会社が調査した結果、損害の対象外と判断された場合

<保険会社による解決>

第17条 被保証者が保証住宅所有者等から補修または損害賠償の請求を受けた場合において、引受保険会社の指定する第三者による事故調査機関による調査を行いその解決に当たります。この場合において保証者並びに被保証者は、保険会社の求めに応じ、保険会社に協力しなければなりません。

2. 保証者または被保証者が正当な理由なく前項の要求に協力しないときは、保険会社は、保険金を支払いません。

<保険会社との調整並びに運営規約の改定>

第18条 保険会社と工業会との間で、保証事故に関し、意見の相違が生じた場合には、工業会の代表者ならびに学識経験者等を含めた協議を行い、意見の調整を図るものとします。

2. 工業会は、保険会社と協議の上、この運営規約を改定することができます。
3. 運営規約改定の効力は、改定日以降に申請される保証住宅より適用されます。

以上